

●障害者相談窓口●
市内7カ所に地域生活の一般的な相談や障害福祉サービスに関する相談などの窓口を設置しています。
障害者支援課
(☎231-1920 FAX222-3180)

施設名	住所	連絡先
障害者生活支援センター	貴船町三丁目	☎228-3211 ☎228-3212
こども発達センター	幡生本町	☎233-9850 ☎233-9851
支援センターひえだ	稗田中町	☎251-6161 ☎251-6177
なごみの里相談支援センター	大字蒲生野	☎258-1122 ☎262-2115
菊川障害者生活支援センター	菊川町大字下岡枝	☎287-2877 ☎287-1270
支援センター一歩社	豊浦町大字吉永	☎775-4171 ☎775-4172
はまゆう園相談室	豊北町大字滝部	☎782-1966 ☎782-1520

後期高齢者医療の高額療養費支給申請

1カ月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請で認められると、自己負担限度額を超えた分が後から支給されます。本人による申請が困難な場合は、代理人による申請ができます。※入院時の食事代、部屋代などは対象外
後期高齢者医療被保険者証、印鑑、本人名義の預金通帳 印保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。※申請は初回のみ
国保年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)の方で、口座振替に変更したい方は申請を。
 4月支給分年金からの特別徴収

中止を希望する方は、1月30日(金)までに申請を。特別徴収になる前まで納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

非自発的失業者の保険料軽減措置等について
 リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職中と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出てください。
☎65歳未満の雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合で離職した方)か、特定理由離職

中止を希望する方は、1月30日(金)までに申請を。特別徴収になる前まで納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。
印鑑、保険証、口座振替依頼書 本人控(以前納付書払いの方のみ) 国保年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
国保年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

者(雇用期間満了などにより離職した方) **☎対象者の前年給与所得を100分の30として保険料を算定。高額療養費などの所得区分判定でも給与所得同様の取り扱い** **☎最新の雇用保険受給資格者証、印鑑 国保年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。**
国保年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でも既に退院された場合には適用されませんので、事前に申請を。
☎適用期間 申請月の1日〜平成27年7月31日
☎後期高齢者医療被保険者証、印鑑、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ)、過去1年間の入院領収書 国保年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
国保年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課



行政書士による無料相談会

☎1月7日(水)午前9時15分〜午後2時45分 ㈱ドリームシップ

▽2月7日(土)午前9時30分〜午後3時30分 ㈱長府公民館 **☎相続、遺言、法人設立、許認可、成年後見に関する事など** ※予約不要
 ▽相談先 山口県行政書士会下関支部事務局(☎256-5862)
☎国生涯学習課(☎231-2054)

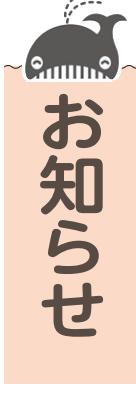
弁護士無料法律相談

●川棚公民館 1月16日(金)午後1時〜4時 **☎6人(先着順)**
 1月5日〜16日に、電話で豊浦総合支所(☎72-4018)へ。
 ●市民相談所 毎週月・木曜日 ※祝日、1月5日は休み **☎12人(相談日の1週間前から直接か電話で予約を)※職員による一般相談も平日午前8時30分〜午後4時30分に実施**
☎市民相談所(☎231-3730)

女性行政書士による女性のための無料相談会

DV(ドメスティックバイオレンス)、セクハラ、夫婦、親子などに関する女性の悩み相談に、女性行政書士が応じます。
☎市内在住・在勤・在学の女性 1月31日(土)午前10時〜午後4時 ㈱ドリームシップ3階会議室
☎2 申請の場合は電話で山口県行政書士会社会貢献事業部事務局(☎083-924-5059)へ。
☎個人権・男女共同参画課 (☎231-7513)

労働問題でお悩みの方は 勤労福祉会館へ
☎正規・非正規は問わない 1月 毎週火・木曜日、第1・3・5金曜日、第2・4土曜日 11午前9時〜午後5時 ※直接来館か電話、Eメールでも対応可 ※メールは勤労福祉会館ホームページの労働相談の「入力フォーム」から送信を
☎勤労福祉会館(☎223-2171)



ユネスコ書きそんじハガキ回収キャンペーン
 下関ユネスコ協会では、1年を通じて世界中で教育を受けられない人々のために書き損じのはがきを回収しています。はがき1枚が45円になり、ネパールでは鉛筆7本になります。
☎ポストに投函していない官製はがきや年賀状 1月 回収場所 生涯学習課、各教育支所、市内各公民館 国生涯学習課(☎231-2054)

農業者年金に加入しませんか
 農業者なら広く加入できる積立方式の公的年金制度です。保険料月額2万円を基本とし、最高6万7000円まで千円単位で選択できます。認定農業者などは国の助

成制度があります。※支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
 ④年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金の第1号被保険者
 ⑤農業委員会事務局(☎231-6536)、北部支局(☎766-2729)

1月の臨時休館・休場日

●唐戸市場 1月1日～4日
 ●市場流通課(☎231-1440)
 ●長府図書館 1月1日～28日(空調設備改修工事のため)※返却はポストの利用を
 ●岡長府図書館(☎245-0328)

インターネット公表

市税滞納整理で差し押さえた財産をインターネットオークションにより公表します。
 ④▽申込期間 1月7日午後1時～23日午後11時 ▽せり売り期間 動

産等) 1月30日午後1時～2月1日午後11時 ▽入札期間(不動産) 1月30日午後1時～2月6日午後1時 ④公売財産(不動産) 不動産 ※内容の変更や、公売中止の場合あり ※公売財産、申し込みの詳細は市ホームページかYahoo!Japanホームページで確認を
 ④納税課(☎231-1170)

浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用しての方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会による検査が法律で義務付けられています。
 ④浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分発揮されているかを確認する検査です。維持管理者と委託契約をしても、検

市民センター施設の使用中止について

④冷暖房設備などの改修に伴い、1月4日から3月31日まで、市民センター会議室・レクリエーション室・和室・講堂・研修室・娯楽室・図書室の使用を中止します。
 ④市民センター(☎231-9616)

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

④証明書コンビニ交付サービスとは、住民基本台帳カード(住基カード)を利用してコンビニエンスストアのマルチコピー機で証明書が取得できるサービスです。証明手数料は窓口より100円お得です。※住

④査は受けなければなりません。※検査の時期になったら、山口県浄化槽協会から案内があります
 ④廃棄物対策課(☎252-0978)

水道管の凍結にご注意を

寒い日が続くと、水道管が凍結しやすくなります。屋外の水道管の露出部分に保温材を巻くなど、凍結防止対策をお願いします。▽凍結したときは蛇口を少し開け、タオルなどを巻いて上からゆっくりぬるま湯をかけてください。▽水道管が破損したときは、メータボックス内の止水栓を閉め、上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。
 ④上下水道局給水課(☎231-3115)、北部事務所(☎72-1060)



給与支払報告書は期限内に提出を

平成26年中に給与などを支払った事業主や会社は、平成27年1月1日現在、市内に居住している方の給与支払報告書を提出してください。支払額が30万円



後期出生記念樹の申し込みを

④市内在住で、平成26年7月1日～12月31日に出生した方 ④2月2日(月)必着(までに、出生届提出の際に受け取った専用はがきで申し込みを。
 ④公園緑地課(☎231-1933)



山口県の最低賃金が改正されました

●産業別最低賃金(1時間当たり)
 ▽鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業 850円 ▽電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 776円 ▽輸送用機械器具製造業 822円 ▽百貨店、総合スーパー 737円 ※効力発生日 平成26年12月15日
 ●山口県最低賃金(1時間当たり) 715円 ※効力発生日 平成26年10月1日
 ●山口労働局賃金室(☎083-995-0372)、下関労働基準監督署(☎266-5476)

1 月の総合相談 (心配ごと相談)

④下表の通り
 ▽社会福祉協議会=午前10時～午後3時 ▽社協各支所=午前10時～正午 ※社協豊田支所の年金相談は午後4時まで ※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分～11時30分
 ④社会福祉協議会(☎232-2003)
 ②社協菊川支所(☎287-4480)
 ③社協豊田支所(☎766-3356)
 ④社協豊浦支所(☎774-1122)
 ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
7	社会福祉センター/民・囚・行	①
8	彦島公民館/民	
	長府東公民館/民・行	
	川中公民館分館/民	
15	安岡公民館/民	
21	社会福祉センター/民・囚・行・団	
22	小月公民館/民	②
	勝山公民館/民・行	
13	菊川町総合福祉会館/囚・同・行	③
20	川棚公民館/囚※	④
	社協豊浦支所/行	⑤
	豊北保健福祉センター/民・囚・行	

民…民生児童委員 囚…人権擁護委員
 行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
 同…司法書士 団…社会保険労務士
 団…年金事務所

マークの見方

④…対象 ④…日時 ④…期間 ④…場所 ④…内容 ④…講師 ④…定員
 ④…参加費など ④…持参する物 ④…申込方法 ④…共通事項 ④…問合せ先